

2013年11月11日

調査レポート

債務問題下の高失業を吸収する南欧の経済慣行

～イタリアとスペインの事例～

債務問題に苛まれた欧州では、ドイツなど一部の国を例外として雇用情勢の悪化が続いている。その中でも、深刻な失業問題に苛まれている経済は債務問題の震源地である南欧の重債務国である。本稿はそのうちイタリアとスペインの失業問題の現状を、社会不安の緩衝材として機能するセーフティネットの存在に注目して考察する。

イタリアとスペインの失業問題に共通する特徴として、産業構造に起因すると考えられる「南北格差」と、家父長制に起因すると考えられる「世代間格差」の問題が存在する。もっとも、これらの問題に伴う社会的な摩擦は「非公式経済 (informal economy)」による就業機会の提供と、家長による所得移転・再配分という南欧社会特有の経済慣行がセーフティネットとして機能することで、吸収されていると考えられる。

そうした南欧特有の経済慣行には、確かに短期的には経済調整に伴う痛みを鎮める効果があると考えられる。他方で、非公式経済の存在は、中長期的には経済の不安定性をマクロ・ミクロの両面から高める危険性も有している。また家長による所得移転・再配分も、その持続可能性が所得環境面・社会心理面の両方から限界を有している恐れがある。

言い換えれば、イタリアやスペインは、そうした欠点が顕在化して経済の持続可能性が削がれてしまう事態に陥らないうちに、債務問題下での高失業への対処を進めていく必要がある。具体的な処方箋は 2 つに大別されるが、うち 1 つが、経済の成長力を高めて失業を公式経済で吸収していくことであるが、依然調整過程にある両国の経済が順調に成長していくというシナリオは描きにくい。

こうした中で求められるもう 1 つの処方箋が、弾力的な需給調整が可能になるように、労働市場改革を推し進めることである。社会的・文化的に根付く経済慣行に手を入れることには、当然多くの困難を伴うことが予想されるが、両国がどれだけ労働市場改革を推し進めることができるかが、イタリアとスペインの経済の先行きのカギを握るといえるだろう。

三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社

調査部 研究員 土田 陽介

〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2

TEL: 03-6733-1070

はじめに

債務問題に苛まれた欧州では、ドイツなど一部の国を例外として雇用情勢の悪化が続いている。その中でも、深刻な失業問題に苛まれている経済は債務問題の震源地である南欧の重債務国である。欧州連合統計局によると、2013年第2四半期時点における南欧諸国の失業率は、ギリシャが27.4%、スペインが26.4%、ポルトガルが17.0%、イタリアが12.1%と、いずれの国も欧州連合（EU）全体（10.7%）の水準を上回っている。概して、南欧諸国の自然失業率（労働市場で需給の長期均衡が達成されている場合の失業率）は先進国の中でも高水準であると考えられる¹ものの、南欧諸国における失業率の高さは記録的な水準まで悪化している。

こうした統計数値をみる限り、南欧では失業問題の深刻化を受けて社会不安が高まっており、その治安も極端に悪化しているという状況が、自然と連想されるだろう。実際南欧諸国では、深刻な失業問題やそれを呼び起こした政府の財政緊縮策に抗議するデモやストライキが定期的に発生しており、メディアでも報道されている。しかしながら、管見の限りではあるものの、現地を訪問すると、統計数値から連想するほどの治安の悪化は感じられず、むしろ非常に安全といった感すらある。地下鉄などの公共交通網も、ゼネストなどの期間以外は正常に機能している。犯罪件数の推移をみても、債務問題の過程でそれが大きく増加したような傾向はみられない（Eurostat, 2013）²。

もっとも、そうしたイメージギャップは、統計数値の信ぴょう性というよりも、むしろ南欧における失業問題が、現実には何らかの社会的・経済的な機能によって「吸収」されていることによって生まれると考えられる。つまり、南欧では何らかの「セーフティネット」が存在し、それが南欧の社会不安や治安悪化を和らげているとみられる。そこで本稿は、南欧諸国のうち、ユーロ圏の中核国であり債務問題の中心であるイタリアとスペインに焦点を当てて、両国の失業問題の現状を、社会不安の緩衝材として機能するセーフティネットの存在に注目して考察する。

以下本稿の構成を述べると、まず第1節において、イタリアとスペインの失業問題が深刻化した背景を整理する。続く第2節では、両国の失業問題に共通する特徴を指摘する。さらに第3節では、両国に共通する経済慣行が失業問題のセーフティネットとして機能している可能性を事例研究などを通じて考察する。もっとも、そうした経済慣行には否定的側面があることを第4節で指摘し、最後に全体を総括した結論を述べる。

¹ イタリアとスペインの直近の最低失業率（四半期ベース）は、イタリアが6.0%（2007年第1～2四半期）である一方で、スペインが8.0%（2007年第2四半期）である。出所は欧州連合統計局。

² Eurostat（2013）は2007年から2010年までの統計数値に基づき欧州各国の犯罪件数を開設しているが、スペインやイタリアで犯罪が増加したトレンドは観察されない。また以降の犯罪件数についても、各国統計で確認したところ、顕著な増加はみられない。例えばスペイン統計局（INE）の資料によると、同国における犯罪者数は、2009年の22.2万人以降、10年が21.5万人、11年が22.2万人、12年が22.1万人とほぼ一定の水準で推移している。

1. 厳しい財政緊縮策が呼び起こした深刻な失業問題

まず、イタリアやスペインを含む南欧の重債務国が高失業に喘ぐに至った背景を理論的に整理する。

南欧の重債務国の失業問題は統計上極めて深刻であるが、そうした状況は南欧諸国が実施した厳しい財政緊縮策がもたらしたものである。南欧の重債務国が著しい高失業を伴うほど厳しい財政緊縮策を実施しなければならなかった背景には、財政再建という目的もさることながら、南欧諸国がいわゆる「国際収支危機」へ対処する必要に迫られていたことがある。

通常、国際収支危機に陥った経済が取るべき政策対応は 資金調達と 需給調整との 2 つに大別される（国宗，2009）。国際収支危機に直面した国の政府は、資本の急激な逃避に対処するために、国際通貨基金（IMF）などの国際金融機関から資金援助を取り付けて逃避した資金を補てんする必要がある。もっとも、そうした対応策は一過性のものに過ぎず、金額的にも限界を有している。したがって、当該国の政府は、経常収支不均衡の根源的な原因である超過需要（過少供給）を解消するための根本的な体質改善に取り組む必要に迫られることになる。

超過需要を解消するためには、供給（生産）を高めるか需要（消費）を抑制するかのいずれか、あるいはその両方を推進しなければならない。もっとも、経済が供給力を向上させるためには、産業構造の高度化・多様化などが必要となるために、一般的には長い時間と様々な困難を伴う。他方で総需要の抑制は、財政・金融政策の引き締めといった相対的に即効性がある政策オプションによって、比較的容易に実現できる。したがって、資金援助を行う IMF などの国際金融機関は、支援の条件として、総需要の抑制策（つまり財政緊縮策と金融引き締め策のフルセット）の実施を被支援国に対して要求する。今般の欧州債務問題でも、資金のサポート役である EU や IMF は南欧の重債務国に対して需要の抑制を義務付けたが、その裏には以上で整理した理論的な背景が存在する。

加えて、南欧の国際収支危機は、EU の通貨ユーロや統一市場そのものの持続可能性を大きく傷つけるシステム的な危険性を抱え込んでいた。そのため、南欧の重債務国は、超過需要の解消に是が非でも努めざるを得なかったが、その一方で南欧諸国は、ユーロに加盟しているために、金融・為替政策の裁量を持たなかった。こうした中で、財政緊縮策という直接的に内需を抑制する手段でしか超過需要の解消を実現できなかったことが、南欧の重債務国の失業問題の深刻化につながった。通常、金融・為替政策の裁量を有する経済であれば、名目為替レートを操作することによって経常収支赤字の改善を試みることができる。つまり、名目為替レートの操作を通じて実質為替レートを切り下げ、輸出競争力を高めて経常収支の大半を占める貿易収支の赤字幅を縮小させるのである。他方で、南欧の重債務国の場合、通貨ユーロを共有しているため、金融・通貨政策の裁量を有していな

い。したがって南欧の重債務国は、財政緊縮策による雇用情勢の悪化と物価の下落（デフレ）を進めることでしか、実質為替レートを引き下げることができなかった。以上で述べた政策は「内的減価（internal devaluation）」と呼ばれるが、この手段を用いてしか超過需給の解消を実現できなかったイタリアとスペインは、失業問題の深刻化を受け入れざるを得なかったことになる。

このように、南欧の重債務国は、財政再建もさることながら国際収支危機への対処という観点からも厳しい財政緊縮策を押し進める必要があった。その結果、南欧諸国は失業問題の深刻化を受け入れざるを得なかったことになる。もっとも、南欧の失業問題は当然ながら均された形で一様に悪化しているのではなく、その中でも特定の領域にしわが寄せられていることを、次節で指摘する。

2．地域差と年齢差を伴うイタリアとスペインの失業問題

イタリアとスペインの失業問題は一様に深刻化しているわけではなく、特定の領域にしわが寄る形で悪化している。その1つが地域間の格差（南北格差）であり、もう1つが年齢差（世代間格差）である。

（1）産業構造に起因すると考えられる失業の南北格差

イタリアとスペインの失業問題に共通する特徴として、北部の失業率が低く、その一方で中南部の失業率が高いという「南北格差」を指摘することができる。

イタリアの失業率を州別にみると（図表1）、2012年時点で全国平均（10.7%）を下回る州としては、ロンバルディア州（7.5%）やリグーリア州（8.1%）といった北西部地域や、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州（5.1%）やヴェネト州（6.6%）といった北東部地域を挙げることができる。その反面で、カンパニア州（19.3%）やカラブリア州（19.3%）などの南部地域の失業率が、全国平均を上回っている。またスペインの州別失業率（図表2）をみても、バスク自治州（15.9%）やナバーラ州（17.2%）などのビスケー湾沿岸の北部地域や、アラゴン州（18.6%）やカタルーニャ州（23.9%）といった北東部地域の失業率が、全国平均（26.0%）に比べて相対的に低い関係にある。他方で、エス・トレマドゥーラ州（34.1%）やカスティリヤ・ラ・マンチャ州（30.0%）などの中部、そしてアンダルシア州（35.9%）やムルシア州（29.6%）といった南部諸州の失業率が、全国平均よりも高い。

以上で述べた失業の南北格差は、景気悪化以前から常態化している構造的特徴ではあるが、今般の失業問題の深刻化を受けて、さらに鮮明となっている。そもそもこのような南北格差が存在し、またそれが景気後退期に一段と悪化した背景には、イタリアとスペイン

図表1．イタリアの州別失業率

年	全体				
	2008	2009	2010	2011	2012
イタリア	6.7	7.8	8.4	8.4	10.7
北西部	4.2	5.8	6.2	6.3	8.0
ピエモンテ	5.0	6.8	7.6	7.6	9.2
ヴァッレ・ダオスタ	3.3	4.4	4.4	5.3	7.1
リグーリア	5.4	5.7	6.5	6.3	8.1
ロンバルディア	3.7	5.4	5.6	5.8	7.5
北東部	3.4	4.7	5.5	5.0	6.7
トレンティーノ＝アルト・アディジェ	2.8	3.2	3.5	3.9	5.1
ヴェネト	3.5	4.8	5.8	5.0	6.6
フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア	4.3	5.3	5.7	5.2	6.8
エミリア＝ロマーニャ	3.2	4.8	5.7	5.3	7.1
中部	6.1	7.2	7.6	7.6	9.5
トスカーナ	5.0	5.8	6.1	6.5	7.8
ウンブリア	4.8	6.7	6.6	6.5	9.8
マルケ	4.7	6.6	5.7	6.7	9.1
ラツィオ	7.5	8.5	9.3	8.9	10.8
南部・離島部	12.0	12.5	13.4	13.6	17.2
アブルッツォ	6.6	8.1	8.8	8.5	10.8
モリーゼ	9.1	9.1	8.4	9.9	12.0
カンパニア	12.6	12.9	14.0	15.5	19.3
プッリャ	11.6	12.6	13.5	13.1	15.7
バジリカータ	11.1	11.2	13.0	12.0	14.5
カラブリア	12.1	11.3	11.9	12.7	19.3
シチリア	13.8	13.9	14.7	14.4	18.6
サルディーニャ	12.2	13.3	14.1	13.5	15.5

(出所) イタリア統計局

図表2．スペインの州別失業率

年	全体				
	2008	2009	2010	2011	2012
スペイン	13.9	18.8	20.3	22.9	26.0
北部					
アストゥリアス	10.0	14.2	16.7	18.9	23.8
ガリシア	9.7	12.9	15.7	18.3	21.3
カンタブリア	8.9	12.6	14.9	15.9	19.2
ナバーラ	8.1	10.5	11.6	13.8	17.2
バスク	8.3	11.8	10.9	12.6	15.9
ラ・リオハ	9.8	13.7	15.7	18.7	18.7
中部					
エストレマドゥーラ	18.0	21.3	23.9	28.6	34.1
カスティリャ・レオン	11.2	14.2	15.8	17.2	20.8
カスティリャ・ラ・マンチャ	14.9	19.2	21.3	24.5	30.0
マドリード	10.2	14.7	15.8	18.5	19.9
南部					
アンダルシア	21.8	26.3	28.4	31.2	35.9
ムルシア	15.5	22.5	25.0	26.8	29.6
東部					
アラゴン	9.6	13.3	16.1	16.8	18.6
カタルーニャ	11.8	17.0	18.0	20.5	23.9
バレンシア	14.9	22.6	22.9	25.5	28.1
諸島部					
バレアレス諸島	12.3	19.5	22.2	25.2	24.3
カナリア諸島	21.2	26.9	29.0	30.9	33.0

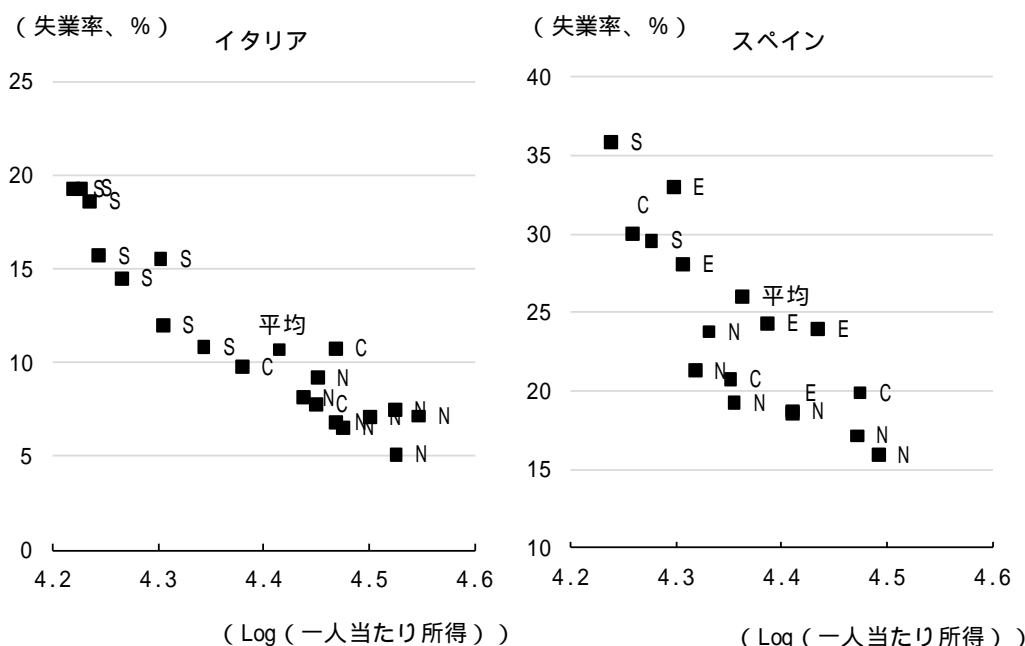
(出所) スペイン統計局

に共通する産業構造の相違やそれに起因する労働者の交渉力の違いがあると考えられる。

具体的には、両国ともに、北部地域では製造業や金融業といった高付加価値産業が発展している一方で、中南部では農業や建設業、そして観光及び宿泊・飲食業といった低付加価値産業が集中している。高付加価値産業が発展している北部の経済は、古くは産業革命の中心地として鉄鋼業（イタリアではジェノヴァ、スペインではビルバオ）が栄えた歴史があり、現在でも輸送機器や航空宇宙など機械製造業や銀行・証券・保険などの金融業が盛んである。他の先進国と比較した場合、欧州の労働市場はより硬直的なことで知られるが、その中でもイタリアとスペインは、競争力改善の観点から数度に渡る雇用改革が実施されてきたとはいえ、労働者団体による交渉力（バーゲニング・パワー）が引き続き非常に強い経済であると評価されている（Jaumotte, 2011; Schindler, 2009）。そうした両国の中でも高付加価値産業が集中する北部の労働市場の方が、労働者の権利意識が強く組合運動も盛んであるなどさらに硬直的なために、労働需給の調整が一段と困難であり、今般の景気後退・低迷を受けても、雇用が相対的に保たれたと考えられる。

他方で、南部が依存する農業や観光業といった産業は、季節性に大きく左右される性格を有している。そのために、労働者の組織力も北部に比べると弱く、労働需給の調整が比較的容易であると考えられる。実際、2012年のデータに基づき、高付加価値産業の集積度合いを評価する指標として一人当たりの州別総生産を用いて失業率との相関をみると、両者の間には非常に明瞭な負の相関関係が観察される（図表3）。つまり、一人当たり所得が

図表3．失業率の南北格差（2012年）



（注1）地理区分は各国の定義に準拠した。Sは南部、Cは中部、Nは北部、Eは東部をそれぞれ示す。

（注2）両国の相関係数は1%有意水準を満たしている。

（出所）イタリア統計局及びスペイン統計局資料より作成。

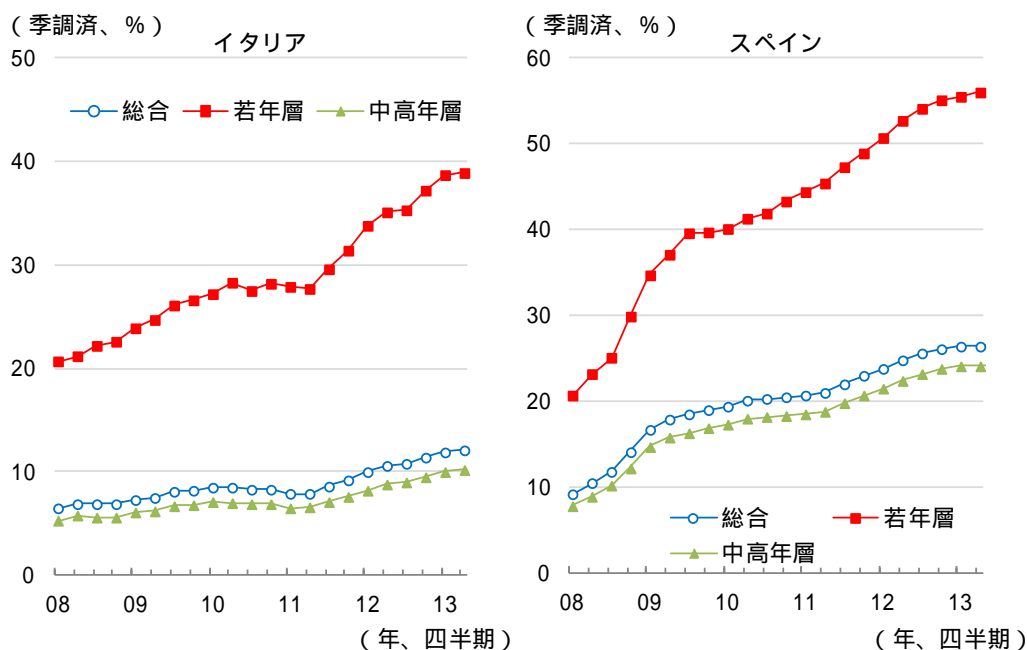
高い（高付加価値産業が集積している）北部の経済ほど失業率が低く、反面で所得が低い（低付加価値産業が集積している）中南部の経済ほど失業率が高いという関係である。このことは、失業の南北格差が、イタリアとスペインに共通する産業構造の相違やそれに起因する労働者の交渉力の違いに、大きく規定されていることを示唆している。

（２）家父長制に起因すると考えられる世代間格差

次に、中高年層の失業率が相対的に低く抑えられている一方で、若年層の失業率が極めて高いという「世代間格差」の問題が指摘できる。

欧州連合統計局によると、ユーロ圏の「若年層（16歳以上24歳以下）」の失業率は、13年第2四半期時点で23.8%と「中高年層（25歳以上74歳以下）」の水準（10.9%）のほぼ倍の高さである。若年層の高失業自体は、程度の差はあるものの、欧州のみならず先進国全体が抱える構造的な問題である。とりわけ欧州では、長年にわたってこうした格差が定着していたが、その中でも、債務問題に伴う景気後退を受けたイタリアとスペインでは失業の世代間格差の問題が著しく深刻化している。具体的に数値を挙げると、イタリアの場合、2013年第2四半期の時点で中高年層の失業率が10.2%にとどまっているが、一方で若年層の失業率は38.9%と4倍近い水準に達している（図表4）。スペインの場合も中高年層の失業率も24.1%と高いが、若年層の失業率は55.6%とさらに酷く、2人に1人が失業中という異常な事態になっている。

図表4．失業率の世代間格差



（注）若年層は16歳以上24歳以下、中高年層は25歳以上74歳以下を意味する。

（出所）欧州連合統計局

債務問題下で失業の世代間格差が一層広がったという事実は、若年層が労働需給の「調整弁」としての機能を担わされていることを意味しているとみられる。事実、この間にイタリアやスペインで優先的に解雇された対象は、その大半が派遣労働者など非正規雇用の形で就労していた若年層の労働者であった。そうした若年層の労働者が労働市場に再び復帰しにくい一方で、中高年の労働者（主に男性）は正規雇用が守られているため、若年層の失業率の上昇に拍車がかかっている。

若年層が労働需給の調整機能を担わされている理由は、いわゆる「インサイダー＝アウトサイダー理論」で説明できると考えられる。この理論は、主に正規雇用者（インサイダー）の雇用や所得が保証される一方で、非正規雇用者（アウトサイダー）の雇用や所得が軽視されるという考え方である。1980年代に欧州経済が停滞した際に労働市場の硬直さを説明する理論として考え出されたこの仮説は、南欧社会が抱える失業問題の構造を良く説明できる。南欧社会では「家長」に相当する中高年の男性に対して、一家の「稼ぎ手」としての特権的な立場が伝統的に認められている（中島，2005）。そのために、インサイダーである家長（中高年の男性）の雇用がまず優先される反面で、アウトサイダーである若年層（含む女性）の雇用が相対的に軽視される傾向が強い。イタリアやスペインでは1990年代以降の労働改革の中で派遣労働者といった非正規雇用の制度の導入が進んだが、これらの契約形態が若年層や女性を中心に導入される一方で、中高年層の男性労働者の正規雇用は守られることになった³。本来、労働市場を弾力化させるために導入されたこれらの制度が、南欧諸国ではむしろインサイダーへの厚遇とアウトサイダーへの軽視の固定化につながった恐れがある⁴。

以上で整理したように、イタリアとスペインの失業問題は産業構造に起因すると考えられる「南北格差」と伝統的価値観に基づくと考えられる「世代間格差」という2つの特徴を内包する形で、悪化が続いている。これらの格差は社会的な摩擦を強める方向に働くと予想されるが、実際は南欧特有の経済慣行がセーフティネットとして機能して社会不安を和らげている可能性が高いことを、次節で指摘する。

³ 具体的には、イタリアでは1997年に労働者派遣を解禁した「雇用促進法（トレウ法）」が導入され、続いて2003年にはその利用可能範囲を拡大する立法令（ピアジ法）が施行されるなどした。またスペインでも1994年の労働制度改革で非正規雇用契約の導入が認められるなどしている。

⁴ インサイダーから出発する若年層も存在するが、一方でアウトサイダーからのスタートを強いられる若年層が多数存在する。

3 セーフティネットとして機能する特有の経済慣行

イタリアとスペインの深刻な失業問題は南北格差と世代間格差という2つの大きな格差を抱えているが、それらの問題に伴う社会的な摩擦は、非公式経済による就業機会の提供と家長による所得移転・再配分という特有の経済慣行によって吸収され、和らげられていると考えられる。

(1) 非公式経済による就業機会の提供

失業問題の深刻化に伴う社会的な摩擦を吸収しているとみられる経済慣行の1つが、いわゆる「非公式経済 (informal economy)」⁵による就労機会の提供である。

非公式経済とは、政府による課税の対象から漏れた経済活動を意味する。具体的に例を挙げると、企業による帳簿外での雇用、個人商店（例えば小売・サービス業）や農業における簿外取引（家庭教師や家政婦など雇用者と就業者による二者間での経済取引も含む）⁶、創業期の企業を中心に行われる会計・帳簿操作、などの取引慣行が、非公式経済活動に含まれる（Andrews et al., 2011）。その一方で、課税の対象となる通常の経済活動は「公式経済 (formal economy)」と呼ばれる。その性質上、明確な統計が存在しないために実態を把握することが困難であるが、イタリアやスペインの場合、GDPの2~3割の規模に相当するという推計がある（Schneider, 2013）。

非公式経済の拡大を促す要因としては様々なものが考えられるが、うち最大のものは公式経済における超過労働、つまり失業であると指摘されている（Becker, 2004）。また税の引き上げに代表される規制強化も、人々の納税迂回動機を刺激するために、非公式経済の拡大を促すといわれている（Ihrig and Moe, 2004）。これまで述べたように、厳しい財政緊縮策の結果、イタリアとスペインの失業問題は極めて深刻化している。加えて、後に指摘するように、両国では財政再建の観点から付加価値税（VAT）が引き上げられるなどしている。したがって、債務問題下の南欧では低迷する公式経済に代替する形で、非公式経済活動が活性化している可能性が高いとみられる⁷。

図表5は、Visa Europe（2011）の推計に基づき、イタリアとスペインの非公式経済（ただし本来は「地下経済」）の規模を産業別に整理したものである。これをみると分かるように、両国では製造業もさることながら、建設業や宿泊・飲食業（観光業）、または農業とい

⁵ 一般的に地下経済 (underground economy) や闇経済 (black economy) ともいわれるが、そうした表現がなされる場合は、概して麻薬取引などより犯罪色の強い経済取引を含む概念となるため、本稿では非公式経済の表現で一貫する。

⁶ 例えばレシートを切らないといった商取引も、非公式経済活動に含まれる。タクシーの運転手や個人経営の小売販売の店主などで慣習化している。

⁷ もっとも反対の解釈も存在する。例えばVisa Europe (2013)は、近年の景気後退の結果、ユーロ圏の非公式経済は名目ベースでは拡大したが、実質ベースではむしろ縮小したと述べている。この主張は、その大本であるシュナイダーの推計結果（例えばSchneider (2013)）を踏襲したものであるが、そもそも非公式経済の推計は手法やデータなどで多分にバラつくため、幅広い解釈が求められることに注意しなければならない。

図表5．非公式経済（地下経済）の産業別内訳

	イタリア			スペイン		
	GDP	うち地下経済が占める割合	地下経済の規模	GDP	うち地下経済が占める割合	地下経済の規模
農林業	27,983	13.4%	3,750	26,132	11.0%	2,871
漁業	1,683	8.0%	135	1,789	9.2%	164
鉱業	5,301	0.0%	0	1,929	0.0%	0
製造業	261,800	17.9%	46,781	133,528	16.5%	22,004
電気・ガス・水道	34,893	0.0%	0	26,041	0.0%	0
建設業	93,106	26.8%	24,956	113,516	29.3%	33,255
卸売・小売業	161,408	20.5%	33,168	109,511	18.3%	20,051
宿泊・飲食業	60,020	21.4%	12,870	79,141	19.2%	15,215
運輸業・通信業	113,023	15.2%	17,166	70,955	14.6%	10,393
金融仲介業	76,619	0.0%	0	69,373	0.0%	0
不動産・その他ビジネスサービス	366,199	8.9%	32,718	179,105	9.2%	16,397
行政・国防・社会保障	106,833	0.0%	0	69,924	0.0%	0
教育	74,989	0.0%	0	54,770	0.0%	0
公衆衛生	97,292	13.4%	13,039	68,223	11.0%	7,495
その他地域・社会・個人活動	50,072	9.8%	4,921	41,404	9.2%	3,790
家庭内取引	17,596	12.5%	2,201	8,575	12.8%	1,099
その他	0	5.4%	0	0	5.5%	0
合計	1,548,816		191,704	1,053,914		132,735
娯楽・マッサージ・売春・その他			145,937			72,778
地下経済の合計		21.8%	337,642		19.5%	205,513

（注1）GDPと地下経済の単位は100万ユーロ。

（注2）イタリアは2010年の、スペインは2009年のデータに基づく。

（出所）Visa Europe (2011) Appendix 2を加工の上、転載。

った繁忙に季節性を伴う産業を中心に非公式（地下）経済が広がっている。これらの産業は中南部の地中海沿岸で栄えていることなどから、中南部の「公式な労働市場」で発生した失業の多くが「非公式な労働市場」によって吸収されていると考えられる。別の角度からみれば、このことは、非公式経済が、失業者に就業機会を提供することで公式経済における失業問題の「緩衝材」としての役割を果たしているということである。

労働者は、非公式な労働市場で就労することによって、法律や協約の庇護下からは外れるものの、所得の減少をある程度抑制することができる。登録上失業状態にあれば、相應の失業保険を受け取れるだろう。非公式な労働市場から得た所得であるなら、所得税を納付する必要もない。他方で企業も、労働者を帳簿外で雇用し続ければ、法人税や社会保険料などの納付コストを抑制することができる。このように、公式な労働市場における雇用は、労使双方にとって一定のメリットが存在する関係にある。

非公式な労働市場における雇用が一種の社会契約の在り方として慣習化していることも、非公式経済が公式経済における失業問題の緩衝材となっている可能性が高いことを窺わせる。その象徴的な例として、スペイン最大手の給食会社「グループ・アルツロ・カントブランコ（Grupo Arturo Cantoblanco）」が、従業員の社会保険料を長年納付していなかった

出来事が指摘できる⁸。同社はスペインの主要官公庁を取引相手とする最大手ケータリング・サービス企業であるとともに、経営者であるアルツロ・フェルナンデス氏は有力経営者団体である「マドリード経営者連盟（Confederación Empresarial de Madrid-CEOE）」会長の要職にも就いている。こうしたスペイン有数の企業であるグループ・アルツロ・カントブランコ社が、長年に渡って社会保険料を納付しないなど、従業員を不当に（非公式な労働市場）で雇用し続けていたことが、2013年2月に明らかとなった。もっとも、その後深刻なスキャンダルには発展せず、同社社長は不当行為が発覚して以降も、経営者連盟の会長を務め続けている。こうしたエピソードは、非公式な労働市場における雇用の、一種の社会契約の在り方として広く受け入れられていることを端的に物語っている。

なおイタリアやスペインには、好景気の時期を中心に移民労働力が多数流入している。具体的には、中東欧（ブルガリアやルーマニアなど）や北アフリカ（チュニジアやモロッコなど）からの移民が大半であるが、そうした人々の多くが不法移民であり、彼らの大半が非公式な労働市場で就労機会を得ている（Reyneri, 2001）。そうした不法移民労働者の環境も、今般の債務問題を受けて、公式な労働市場から失業者（主にイタリアやスペインの国民）がシフトしてきたことによって、一段と悪化している可能性があることには、注意を要しよう。

（2）家長による所得移転・再配分

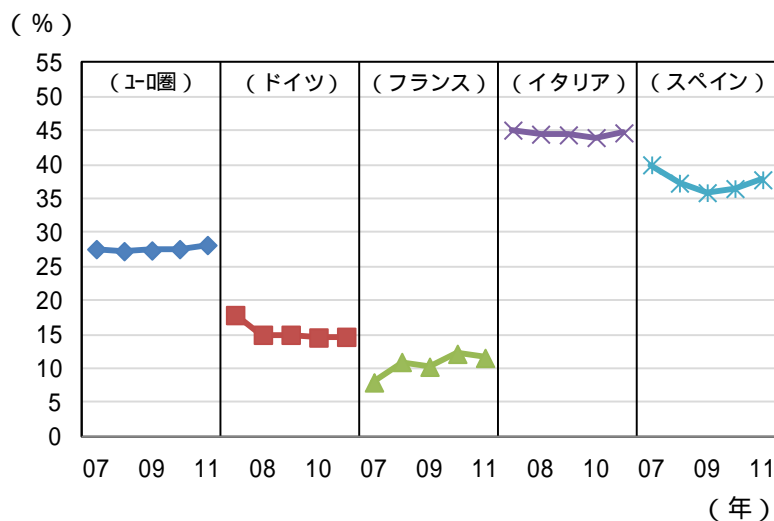
失業問題の深刻化に伴う社会的な摩擦を吸収しているとみられるもう1つの経済慣行が、家長、とりわけ父親による所得移転・再配分、つまり扶養である。

イタリアやスペインの社会には、少なくとも結婚前までは、仕事に就いていたとしても親元での生活を選択する若者が多いという特徴がある。実際に18歳以上34歳以下の高位若年層（young adult）の親との同居率の推移（2007～2011年）をみると、イタリアとスペインの同居率は一貫してユーロ圏全体の水準を大きく上回っている（図表6）。それとは対照的に、ドイツやフランスの同居率はユーロ圏平均よりも低く、両国における若者の独立心の高さを窺い知ることができる。

土岐（2011）はイタリアの社会において若者が親との同居を続ける背景として、慢性的な住宅不足などの社会・経済的な理由もさることながら、親と同居しながら自由な生活が謳歌できる家庭内の親子関係の在り方に特徴があると指摘している。つまりイタリア社会において、親と同居している若者には、余り親の干渉を受けない中で、収入があっても家計への繰り入れを免除され、また家事手伝いをしなくても良いなど、自由を謳歌できる環境が整備されている。程度の差はあるだろうが、スペイン社会においても、イタリアと同様の環境が整っていたと考えられる。

⁸ 詳細は以下のURLを参照されたい。 <http://www.publico.es/espana/450482/el-vicepresidente-de-la-ceoe-paga-parte-del-sueldo-de-sus-trabajadores-en-negro>

図表6．若年労働者の同居比率



(注) 25歳以上34歳以下の高位若年層 (young adult)。
 (出所) 欧州連合統計局

若者を取り巻く環境は、先に指摘したイタリアとスペインの社会における家父長制的・家族主義的な価値観に密接に関わる形で作り上げられたものであるとみられる。当然ながら両国の若者は、この環境の下で、就職した後も親から金銭的・物質的援助を受け続けてきた伝統を有している。つまり、両国の社会にとって家長による若者に対する扶養は至極当然のことであり、若年層の労働者は、今般の景気低迷に伴い失職したとしても、その伝統的な価値観に基づいて家長（父親）による保護（所得移転・再配分）を受けやすい環境に、そもそも置かれていたといえよう。

なお当然ながら、若年層の中には独立世帯を構えている人々も、少なからず存在している。そうした親元から独立した若年層も彼らもまた今般の景気後退で職を失ったが、彼らもまた郷里に戻り、家族による扶養下に入ることによって、生活環境を担保したといわれている⁹。

こうした社会的・文化的背景を反映して正規雇用である中高年労働者の所得環境が守られていることも、金銭面から家長による所得移転・再配分を可能にしている重要な要因であると考えられる。イタリアとスペインの労働市場には、その賃金の下方硬直性の高さから、リーマン・ショック後の金融危機や債務問題に伴う失業問題下でも、名目・実質賃金に対する下落圧力が非常に弱いという特徴がある（Banco de España, 2011; Fabiani and Sabbatini, 2011）。こうした中で、労働市場で「インサイダー」として優遇される中高年者層の所得環境は相対的に守られており、一定の収入が確保され続けている。所得環境の悪化が限定的であることに加えて、彼らが2000年代中頃までの好景気の時期に積み立てた

⁹ 出所は土田（2012）。もともとの出所は筆者が2012年6月に現地（スペイン）で実施したヒヤリング調査。

貯蓄の存在もまた、家長の若年層に対する所得移転・再配分を可能にしていると考えられる。

このように、非公式経済による就業機会の提供と家長による所得移転・再配分といった南欧特有の経済慣行が、失業問題の深刻化に伴う摩擦を吸収し、社会不安を和らげていると考えられる。これらの経済慣行は、社会的・文化的背景を共有していることから、独立しているというよりもむしろ相互補完的であるみられる。もっとも、これら特有の経済慣行は利点のみならず欠点や問題点を有している。そのことを次節で検討する。

4 特有の経済慣行が持つ問題点

イタリアとスペインでは、失業問題の深刻化に伴う社会不安が非公式経済による就業機会の提供と家長による所得移転・再配分という特有の経済慣行によって吸収されているとみられる。もっとも、前者は、中長期的にみればむしろ経済の不安定性をマクロ・ミクロの両面から高める危険性を有しており、また後者は、その所得環境面・社会心理面の両方から、その持続可能性に限界があると考えられる。

(1) 非公式経済の問題点

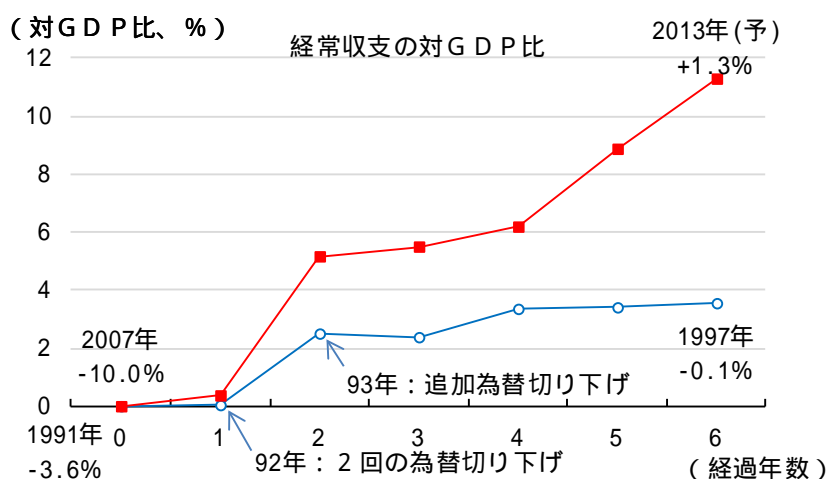
まず非公式経済である。確かに非公式経済は、イタリアやスペインの社会・経済の「鎮痛剤」としての機能を果たしていると考えられるが、それと同時に非公式経済は甚大な副作用（問題点）を持っており、中長期的には南欧諸国の社会・経済をむしろ不安定化させかねない恐れがある。

非公式経済活動が持つ主な問題点として以下のことが指摘できる。まずマクロ的な観点からみると、第一に、非公式経済の拡大が公共サービスの水準の大きな劣化につながるといった問題が考えられる。非公式経済が拡大することは、脱税行為が増えていることと同じである。租税収入が減少した政府は、公共サービスの水準を一定に保つためには、公式経済での増税を強化する必要がある。このことがさらに経済活動の公式部門から非公式部門へのシフトを促すため、税収は一段と減少してしまう。結果的に、政府は公共サービスの水準を大きく落とさざるを得なくなるという悪循環に陥ることになる。事実、金融支援を仰いだこともあって、イタリアに比べて財政再建への圧力が強いスペインの場合、そのような悪循環に陥っている可能性がある。同国政府は、税収の3割程度を占める重要な財源である付加価値税（VAT）を、2010年と12年の2回（16 18 21%）にわたって引き上げたが、期待された歳入増どころか、かえって非公式経済の拡大に伴い税収が減少したといわれており、政府関係者も対応に苦慮している¹⁰。

¹⁰ スペイン経済・財政省へのヒヤリングによる。

第二に、非公式経済の拡大は、政府による経済政策の効果を弱める方向に働くという問題点を有している。まず政府の統治力や法の支配力が削がれるという点から、経済政策の効果が弱まる危険性がある。非公式経済が拡大し脱法行為が蔓延すれば、人々による公権力に対する信認が弱まることになる。そうなれば、当然ながら、政府は人々の期待を上手く誘導できなくなり、経済政策の波及効果が弱まってしまう。また政策判断を誤るリスクが高まるという点からも、経済政策の効果が弱まる危険性がある。仮に何らかの経済政策を受けて実際の経済活動が公式部門から非公式部門へとシフトすれば、公式統計にしか反映されない経済政策の効果が現実以上に過大（あるいは過少）評価されることになる。スペインの事例を再び指摘すると、同国は2007年にはGDP比で10.0%という巨額の経常赤字を記録していたが、債務問題下で野心的な財政緊縮策を推進することによって、2013年までの6年間で国際均衡をほぼ達成することに成功した（図表7）。この改善テンポは、同様に経常赤字の削減が課題となっていたが、金融・為替政策の裁量があったために調整がより容易であったと考えられる90年代初頭のケースと比べても、非常に速いものであると評価できる。もっとも、こうしたスペインの統計上のサクセスストーリーは、財政緊縮策に伴って現実には発生したと考えられる経済活動の非公式部門へのシフトを、当然ながら織り込んでいない。そうであるとすれば、現実の国際不均衡がそれほど引き締まっていない可能性が高い中で、緊縮路線を早急に修正することは、経済の持続可能性を考慮した場合に誤った政策判断になる恐れを抱えている。

図表7．スペインの経常収支削減プロセス



(出所) Ministerio de Economía y Hacienda, *Spain's Structural Reform and Economic Policy Program*, Sep 2013を参考に、欧州連合統計局資料より作成。

他方でミクロ的にも、非公式経済の存在は、労働市場を需給の両面から不安定化させるという危険を有している。労働供給側である労働者側にとって非公式経済の問題点を述べると、労働者は、非公式な労働市場で就労機会を得ることによって、本来公式な労働市場で得ることができる政府や法の保護が受けられないことになる。具体的には、労働者は、所得の保証はさることながら、労働組合組織から外れているため、過度の長時間・低賃金労働など使用者側からの過剰・不当な要求に対する有効かつ正当な抵抗手段を失うことになる。とりわけイタリアでは、南部を中心に、非公式経済における人々の活動が組織犯罪集団（いわゆるマフィア）との間で密接な関わりを有していると考えられる。その結果、労働者は一定の所得は確保できる反面で、その経済的・社会的厚生が著しく害される事態に陥ることになる。

反面で、事業者側にとっても、非公式な労働市場を通じた労働力の確保を優先することには問題がある。事業者が人件費削減の観点から非公式な形による雇用を重視すれば、労働者の勤労意欲や企業への忠誠心の低下が促される。このことは、労働者の企業への定着率を下げ、熟練労働者の育成遅らせるなど、労働力の質の悪化につながる。つまり、非公式な雇用を優先すれば、人的資本の質的水準が低下し、経営の安定性が悪化する事態に陥ることになる。

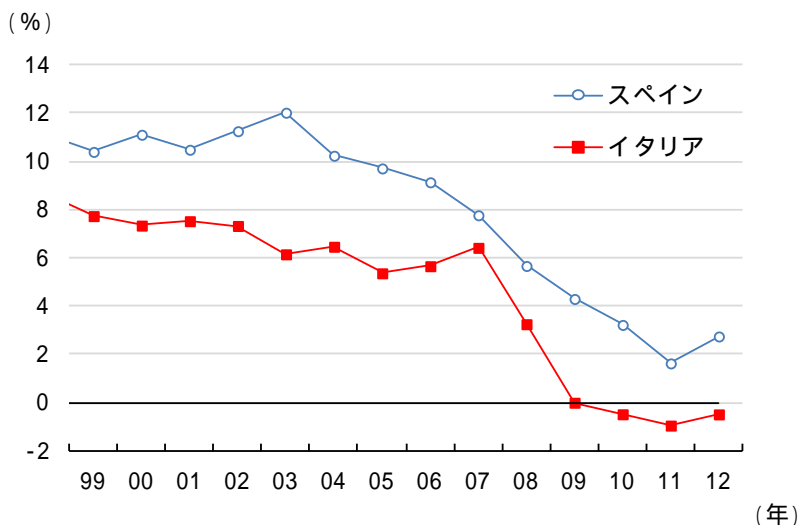
つまり、マクロ的にみた場合、非公式経済の問題点とは、それが政府の持つ経済の安定化機能を弱める結果をもたらすことにあると要約できるだろう。またミクロ的にみても、非公式経済は労働市場の不安定化を需給の両面から促す危険を有している。すなわち、これらの指摘から明らかなように、非公式経済は短期的には南欧の社会・経済の不安を吸収しているとみられるが、その反面で、中長期的には、マクロ・ミクロの両面から経済活動を停滞させる危険性を有している。

（２）家長による所得移転・再配分の問題点

次に、家長による所得移転・再配分もまた、その持続可能性に限界があると考えられる点において、大きな問題点を有している。その問題は所得環境面と社会心理面に大きく二分して考えることができる。

まず所得環境面では、家長である中高年層の賃金は、労働市場のインサイダーとして優遇されてはいるものの、景気が後退期にある限り、相応の減少圧力にさらされることになる。また先行き景気が回復局面に転じた後も、調整圧力を引きずる中で今後も経済が低成長を余儀なくされると考えられるため、中高年の賃金環境が早急に改善するとは見込みがたい。また家長が既に仕事からリタイアしている家計の場合、主な収入源は年金ということになるが、この場合も同様に、財政がひっ迫する中で、その受給額が今後も一定であり続ける保証はない。

図表8 . イタリアとスペインの貯蓄率



(注) 一人当たり純貯蓄額 ÷ 一人当たり可処分所得
 (出所) 欧州連合統計局

所得環境の悪化に伴い収入（フロー）が減少すれば、家計は資産（ストック）を切り崩してそれを補う必要に迫られる。図表8はイタリアとスペインの貯蓄率（一人当たり純貯蓄額 / 一人当たり可処分所得）の推移をみたものである。他の先進国と同様に、両国とも少子高齢化の圧力を受けて貯蓄率はすう勢的に低下している。好景気に沸いた2000年代半頃において、貯蓄率の低下は緩やかなペースにとどまっていたが、2000年代末からの金融不安の高まりを受けて、貯蓄率の低下テンポが加速しており、とりわけイタリアは2010年以降貯蓄率がマイナスで推移している。こうした動きは、リーマン・ショック以降の金融不安や欧州債務問題を受けて景気が後退・低迷し、雇用・所得情勢の悪化が深刻化する中で、家計が貯蓄の積み増しピッチを弱めていることもさることながら、貯蓄の切り崩しを進めて、減少する所得を補てんしている状況に陥っていることを物語っていると考えられる。雇用・所得情勢の改善が滞れば、貯蓄率は一段の低下も余儀なくされるとみられる。そうなれば、当然ながら、現在のような形で家長による所得移転・再配分を維持し続けることは困難になるだろう。

他方で社会心理面では、若年層による不平不満の高まりがあると考えられる。家長による所得移転・再配分の機能が、若年層の失業を吸収している可能性は高いとみられる。とはいえ、同時にそうした若年層の深刻な失業問題は、そもそもイタリアやスペインにおける深刻な「インサイダー＝アウトサイダー問題」の結果であり、家長による所得移転・再配分の機能と表裏一体の関係にある。スペインでは2011年から2012年にかけて「15 M運動（Movimiento 15-M）」と呼ばれる若年層による雇用を求める運動が高まりをみせ、一時は首都マドリードの中心部プエルタ・デル・ソル広場において大規模なデモが発生するなど、勢力が拡大した。同様の運動は南欧諸国を中心に展開されたが、これらの動きは、

若年層の深刻な失業問題を引き起こした政府の政策対応に対する批判だけではなく、家父長制的・家族主義的な価値観の伝統が依然強いとはいえ、いわゆる「世代間不平等」の観点からも、インサイダーばかりが優先される労働慣行に対する若年層の不安が高まっていることを端的に示唆している。

こうした若年層における世代間不平等という観点からの不満の高まりは、当然のことながら、イタリアやスペインの社会的な緊張感を強める結果をもたらす危険性がある。また有能な頭脳の国内流出を促すことにもつながり、将来的な国力の衰退をもたらすことになるだろう¹¹。事実、債務問題が悪化する中で、若年層の中には、就業機会に恵まれない祖国を捨ててドイツや英国、或いは米国や新興国などにビジネスチャンスを求める人々も増加しているといわれている¹²。

以上で述べたように、非公式経済による就労機会の提供と家長による所得移転・再配分には、確かに短期的には経済調整に伴う痛みを鎮める効果があるとみられるが、その反面で、中長期的には社会・経済の持続可能性そのものを弱めてしまう危険を有していると考えられるのである。

まとめ～求められる政策の方向性

以上、本稿は、イタリアとスペインを事例に、債務問題下の高失業を吸収する南欧特有の経済慣行の機能について考察した。

第1節ではイタリアとスペインを含む重債務国が内的緊縮を通じて高失業を受け入れざるを得なかった理論的背景をまとめた。続く第2節では、本稿が分析の対象としたイタリアとスペインの労働市場には、高失業の中にも共通する2つの大きな格差、すなわち産業構造に起因すると考えられる「南北格差」と家父長制に起因すると考えられる「世代間格差」が存在していることを指摘した。そしてそれらの格差が「非公式経済による就業機会の提供」と「家長による所得移転・再配分」という特有の経済慣行で吸収されている可能性があることを第3節で考察した。しかしながら、そうした経済慣行が利点と同時に様々な課題を有することを、第4節で整理した。

債務問題という文脈に限定して評価すれば、こうした経済慣行の存在なしには、債務問題の鎮静化に不可欠であった経済調整策の推進を受けて深刻化した失業問題を、イタリアとスペインの社会・経済は受け止めることができなかった、あるいは受け止めたとしても社会的な摩擦がより深刻化した可能性が考えられる。このような観点に基づけば、両国に

¹¹ E Uの政策執行機関である欧州委員会は、若年層の高失業が欧州経済・社会の将来的な停滞を呼び起こす恐れに対して強い警戒感を示している（European Commission, 2013）。そうした政策サイドの警戒感の高まりが、E Uが2013年6月の理事会をもって成長戦略重視の方向に経済戦略の舵を正式に切り直した背景に存在する。

¹² 出所は2013年9月に実施した現地ヒヤリング調査。

共通する特有の経済慣行が果たした役割は肯定的なものとなる。

もっとも、そうした南欧特有の経済慣行には利点のみならず欠点があり、中長期的にみれば、様々なチャネルを通じて、経済そのものの持続可能性を弱めてしまう危険性を有している。言い換えれば、イタリアやスペインは、そうした欠点が顕在化して経済の持続可能性が削がれてしまう事態に陥らないうちに、債務問題下の高失業への対処を進めていく必要がある。

具体的な処方箋は2つに大別できよう。1つが、経済の成長力を高め、若年層を中心とする失業者を公式経済で吸収していくことである。もっとも、イタリアやスペインは依然経済の調整過程にあるとともに、それを脱して以降も、景気回復の牽引役をしばらくは輸出に抛らざるを得ない状況にある。EUが経済成長に配慮した路線に経済戦略の舵を切り直し、相応のインフラ投資などが政策的に配分される予定であるとはいえ、財政・金融政策の自立性を持たない中で、南欧諸国の競争力が早急に高まり、両国の経済が順調に成長していくというシナリオは描きにくい。

こうした中で求められるもう1つの処方箋が、労働市場改革である。EUという枠組みにとどまる限りにおいて、イタリアとスペインに経済調整の手段として残された手段は高失業を伴う内的減価策だけである。調整に伴う摩擦を伝統的な経済慣行に負わせ続けることにも限界がある中で、失業問題の迅速な解決を図るためには、弾力的な需給調整が可能になるように、つまり労働団体のバーゲニング・パワーやインサイダーの過度な特権を弱めていく方向に、労働市場の整備を進めていく必要がある。確かに、南欧特有の経済慣行にも利点があり、さらに社会的・文化的に強く根付いている以上、改革に向けた取り組みを推進することには大きな困難を伴うと予想されるが、両国がEUにとどまる以上、そうした方向性を目指す以外に残された選択肢はないとみられる。

したがって、イタリアとスペイン政府が、旗振り役であるEUの下で労働市場改革を推し進めようとしていることは、その方向性自体は極めて正しい道であると考えられる。解雇金規制の大幅な緩和や労働協約の適用範囲の弾力化など一部の領域で改革へ向けた取り組みが行われているものの、全体としてみれば、両国はまだ改革の入り口に立ったに過ぎない。苦難を伴いつつも、両国が今後どれだけ労働市場改革を推し進めることができるかが、先行きのカギを握るといえるだろう。

参考分類

- 国宗浩三 (2009) 「フィナンシャル・プログラミングの概念と問題点」国宗浩三編『岐路に立つIMF：改革の課題，地域金融協力との関係』アジア経済研究所研究叢書 No.576 第6章所収.
- 土田陽介 (2012) 「スペインにおける金融・財政危機と失業問題」『世界経済評論』第56号第6号 (2012年11/12月) pp.54-60.
- 土岐智香子 (2011) 「イタリアの若者の社会的状況 増える高学歴者と家族・教育・雇用制度の特徴」『立命館国際地域研究』第33号 (2011年3月) pp.91-110.
- 中島晶子 (2005) 「スペインの「家族主義的」福祉レジームを検討する意味」『ソシオサイエンス』第11巻 (2005年3月) pp.113-128.
- Andrews, Dan, Sánchez, Aida Caldera and Åsa Johansson. (2011) “Towards a Better Understanding of the Informal Economy,” *OECD Economics Department Working Papers*, No. 873.
- Banco de Espana. (2011) “Wage Adjustment to Shocks in Spain,” *Economic Bulletin*, April 2011, pp. 144-154.
- Becker, Kristina Flodman. (2004) “The Informal Economy,” *Sida [Styrelsen för Internationellt Utvecklingssamarbete] Fact Finding Study*, March 2004.
- European Commission. (2013) “Working Together for Europe’s Young People - A Call to Action on Youth Unemployment,” COM (2013) 447.
- Eurostat. (2013) “Trends in Crime and Criminal Justice, 2010,” *Statistics in Focus*, 18/2013.
- Fabiani, Silvia and Roberto Sabbatini. (2011) “Wage Adjustment by Italian Firms: Any Difference during the Crisis? A Survey-based Analysis,” *Banca D’Italia Questioni di Economia e Finanza (Bank of Italy Occasional Papers)*, No.94-June 2011.
- Ihrig, Jane and Karine S. Moe. (2004) “Lurking in the Shadows: The Informal Sector Government Policy,” *Journal of Development Economics*, Vol. 73, No. 2, pp. 541-557.
- Jaumotte, Florence. (2011) “The Spanish Labor Market in a Cross-Country Perspective,” *IMF Working Paper*, WP/11/11.
- Reyneri, Emilio. (2001) “Migrants’ Involvement in Irregular Employment in the Mediterranean Countries of the European Union,” *ILO Policy Integration, Informal Economy Resource Database* (http://www.ilo.org/dyn/dwresources/iebr-owse.home?p_lang=en).
- Schindler, Martin. (2009) “The Italian Labor Market: Recent Trends, Institutions

and Reform Options,” *IMF Working Paper*, WP/09/47.

Schneider, Friedrich. (2013) *Size and Development of the Shadow Economy of 31 European and 5 other OECD Countries from 2003 to 2012: Some New Facts*, Department of Economics of Johannes Kepler Universitat.

Visa Europe. (2013) *The Shadow Economy in Europe 2013*.

- ご利用に際して -

- l 本資料は、信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- l また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- l 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- l 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所:三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- l 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡下さい。